平成29年2月24日 第11866号

◎岡山県告示第九十三号

する食品衛生責任者の養成講習会を次のとおり認定した。 食品衛生法施行条例(平成十二年岡山県条例第三十七号) 別表第一 の第三の二に規定

平成二十九年二月二十四日

太

平成二十九年二月十六日

認定年月日

一般社団法人岡山県食品衛生協会

主催者の主たる事務所の所在地

受講の申込の受付日及び受付場所

3

講習会の当日に会場で受け付ける。

平成二十九年七月六日(木)	平成二十九年六月七日(水)	平成二十九年五月二十四日	平成二十九年五月十八日	平成二十九年四月二十六日	平成二十九年四月十九日	講
年七月六	年六月七	年五月二	年五月十	年四月二	年四月十	習首
日 (木)	日 (水)	十四日(水)	八日(木)	十六日(水)	九日(水)	年
))		月
						日
倉敷市	岡山市	岡山市	倉敷市	津山市	岡山市	開
						催
						場
						所

平成二十九年七月十九日(水)	岡山市
平成二十九年八月二十一日(月)	岡山市
平成二十九年八月三十日(水)	津山市
平成二十九年九月十三日(水)	倉敷市
平成二十九年九月二十二日(金)	岡山市
平成二十九年十月四日(水)	高梁市
平成二十九年十月十六日(月)	斗戶国
平成二十九年十一月十五日(水)	斗戶国
平成二十九年十一月二十二日(水)	倉敷市
平成二十九年十二月六日(水)	津山市
平成二十九年十二月十五日(金)	岡山市
平成三十年一月十五日(月)	岡山市
平成三十年一月二十四日(水)	倉敷市
平成三十年二月十四日(水)	岡山市
平成三十年二月二十一日(水)	笠岡市

 五
 受講料

 工
 受講料

 工
 受講料

 工
 一時間

 日
 一時間

 日
 二時間

 日
 一時間

 日
 三時間

 日
 三時間
 </t

平成三十年三月七日 平成三十年三月十四日 (水) (水) 倉敷市 岡山市

〇岡 山県告示第九十四号

山県危険な薬物から県民の命とくらしを守る条例 という。) 第十二条第一項の規定により、 (平成二十七年岡山県条例第十七 知事指定薬物を次のとおり

平成二十九年二月二十四

[県知

木

太

事指定薬物 0

フル オ 口 フェ ル メチル モ ル フ 才 (通称名二-F $\widecheck{\mathbf{M}}$

及びその塩類

2 口 $\frac{-}{H}$

Н カル ルボキサ (通 称

口 <u>-</u> H 兀

Η カル サ (通 称

Н

指定の 及びその

条例第二条第七号に規定する薬物に該当し、 県内 お て濫用されるおそれが

れるため

の告示は、 平成二十九年二月二十五日 から施行する。

2

所在地

◎岡山県告示第九十五号

項 介護保険法(平成九年法律第百二十三号)第七十五条第二項及び第百十五条の五第二 規定により、 次のとおり指定居宅サービスの事業及び指定介護予防サー ビスの事業

を廃止する旨の届出があった。

平成二十九年二月二十四日

事業所の名称及び所在地

木

太

2

所在地

岡山県総社市駅前二丁目一二-一三三

ス

事業者の名称及び主たる事務所の所在地

株式会社工

三 廃止年月日

平成二十九年二月二十八日

三三七〇八〇一〇六四

兀

介護保険事業所番号

サービスの 種類

五.

介護予防通所介護

岡山県総社市秦三三二番地

◎岡山県告示第九十六号

を次のとおり実施する。 計量法(平成四年法律第五十一号)第十九条第一 項の規定による特定計量器定期検査

二十九号) 第五条第一号又は第二号に掲げるものを除く。)、 対象となる特定計量器は、 非自動はか (計量法施行令 分銅及びおもりとする。 (平成五年政令第三百

平成二十九年二月二十四日

太

定期検査を行う区域、場所及び期日

加賀郡	苫田郡	真庭郡	小田郡	浅口郡	都窪郡	浅口市	真庭市	瀬戸内市	新見市	高梁市	笠岡市	玉野市	区域
						場所)	ては、その特定計量器の所在	第一項各号に掲げる場合にも	産業省令第七十号)第三十九条	器検定検査規則(平成五年通商	市北区今保六六一)(特定計量	岡山県計量管理センター(岡	場
							在の	あっ	九条	通商	計量	尚 山	所
										おいて別途指定する日	十年三月三十一日までの期間内に	平成二十九年四月一日から平成三	期日

実施機関

岡山県指定定期検査機関 一般社団法人岡山県計量協

(3)

間伐に係る森林は、

次のとおりとする。

◎岡山県告示第九十七号

(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十五条の二第一項の規定により、

のとおり保安林の指定をする予定である。

平成二十九年二月二十四日

 岡山県知事
 伊原木
 隆

太

指定の目的

岡山市南区彦崎字明石三二六の二四

保安林予定森林の所在場所

土砂の流出の防煙

1 分別 1 日本

立木の伐採の方法

(2) 主伐として伐採をするこ.(1) 主伐は、択伐による。

主伐として伐採をすることができる立木は、 当該立木の所在する市町村に係る

市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

2 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

のとおり」 その 山県庁及び岡 市役所に備え置い

覧に供する。)

◎岡山県告示第九十八号

二十九 (昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十三条の三において準用する同法第 農林水産大臣から次のとおり保安林の指定施業要件を変更する

予定である旨の通知 があった。

平成二十九年二月二十四

木 太

指定施業要件の変更予定に係る保安林

の図に示す部

保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

変更後の指定施業要件

伐採の方法

(1)の森林については、 主伐は、

択伐による。

新見市

その他の森林に

つい

ては、

主伐に係る伐採種を定めない

(次の図に示す部分に限る。)

(3)(2)主伐として伐採をすることができる立木は、 当該立木の所在する市町

市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上の ものとする。

(4)間伐に係る森林は、 次のとおりとする。

2 立木の 伐採の 限度並び に植栽の方法・ 期間 及び

のとおりとする。

0 図 及び 「次のとおり」 は省 その 面 及び

◎岡山県告示第九十九号

(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十三条の三において準用する同法第 農林水産大臣から次のとおり保安林の指定施業要件を変更する

予定である旨の通知があった。

平成二十九年二月二十四

木 太

指定施業要件の変更予定に係る保安林 の図に示す部 分に限る。)

保安林として指定された目的

変更後の指定施業要件

立木の伐採の方法

(1)の森林については、 主伐は、 択伐による。

新見市 (次の図に示す部分に限る。)

その他の森林に

つい

ては、

主伐に係る伐採種を定めない

(3)(2)主伐として伐採をすることができる立木は、 当該立木の所在する市町

市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上の ものとする。

(4)間伐に係る森林は、 次のとおりとする。

立木の 伐採の限度並び に植栽の方法・ 期間 及び

2

のとおりとする。

0 図 及び 「次のとおり」 は省 面 及び

◎岡山県告示第百号

予定である旨の通知があった。 二十九条の規定により、 (昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十三条の三において準用する同法第 農林水産大臣から次のとおり保安林の指定施業要件を変更する

平成二十九年二月二十四日

木 太

の図に示す部分に限る。)

指定施業要件の変更予定に係る保安林

保安林として指定された目的

土砂の崩壊の防備

変更後の指定施業要件

立木の伐採の方法 主伐は、 択伐による。

(2)(1) 主伐として伐採をすることができる立木は、 当該立木の所在する市町村に係る

市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上の ものとする。

(3)間伐に係る森林は、 次のとおりとする。

立木の伐採の限度

2

次のとおりとする。

及 び 「次のとおり」 は省略 その 及び関係書類を岡

◎岡山県告示第百一号

(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十三条の三において準用する同法第 農林水産大臣から次のとおり保安林の指定施業要件を変更する

予定である旨の通知があった。

平成二十九年二月二十四日

木 太

指定施業要件の変更予定に係る保安林 の図に示す部分に限る。)

保安林として指定された目的

水源の涵養

変更後の指定施業要件

立木の伐採の方法

主伐に係る伐採種は、 定めな

(2)(1) 主伐として伐採をすることができる立木は、 当該立木の所在する市町

市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上の ものとする。

(3)間伐に係る森林は、 次のとおりとする。

立木の 伐採の限度並びに植栽の方法・ 期間 及び

2

次のとおりとする。

及び 「次のとおり」 は省 及び 関係書類を岡

◎岡山県告示第百二号

二十九 条の規定により、 (昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十三条の三において準用する同法第 農林水産大臣から次のとおり保安林の指定施業要件を変更する

予定である旨の通知があった。

平成二十九年二月二十四

木 太

指定施業要件の変更予定に係る保安林

保安林として指定された目的

の図に示す部

土砂の流出の防備

変更後の指定施業要件

(1)の森林については、 伐採の方法 主伐は、

択伐による。

新見市 (次の図に示す部分に限る。)

(3)(2)その他の森林に つい ては、 主伐に係る伐採種を定めない

市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上の ものとする。

主伐として伐採をすることができる立木は、

当該立木の所在する市町

(4)間伐に係る森林は、 次のとおりとする。

立木の 伐採の 限度並び に植栽の方法・ 期間 及び

2

のとおりとする。

0 図 及び 「次のとおり」 は省 その 面 及び

◎岡山県告示第百三号

二十九条の規定により、 (昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十三条の三において準用する同法第 農林水産大臣から次のとおり保安林の指定施業要件を変更する

予定である旨の通知があった。

平成二十九年二月二十四日

尚山県知事 伊原木 隆 太

新見市(次の図に示す部分に限る。) 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場

保安林として指定された目的

土砂の崩壊の防備

変更後の指定施業要件

主伐は、択伐による。

(2)(1) 主伐として伐採をすることができる立木は、 当該立木の所在する市町村に係る

市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

立木の伐採の限度

2

次のとおりとする。

及 び 「次のとおり」 は省略 その 及び関係書類を岡

◎岡山県告示第百四号

道路法 とおり変更する。 (昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第一項の規定により、 道路 0 区域を

その関係図面は、 尚 山県土木部道路整備課におい \mathcal{O} 日から二十日 般の

平成二十九年二月二十四

道路の種類

道路の

区域

北房井倉哲西線

木 太

真庭市下呰部字南七四七番地先か で 真庭市下呰部字植木平八〇五番一 真庭市下呰部字南七四七番地先か 真庭市下呰部字植木平八〇五番一地先ま 区 域 地先ま 旧 新 別 五. シ 延 (メー 四九 四九 ル 六 六

区 域 新旧 別 員 延 ル

長

三

道路の

区域

道路の

種類

県道

御津佐伯線

			赤磐市山口字焼山三九二番一地先まで
五五〇・〇	七 · ○ } · ○		経て赤磐市山口字八ツ塚二二〇六番四地先を
		旧	ら赤磐市山口字伊田乢二一九四番一地先か
<u>=</u> //	二九・〇		赤磐市山口字焼山三九二番一地先まで
E. () () () () () () () () () () () () ()	六 ・ 五 〜		赤磐市山口字伊田乢二一九四番一地先か
	六二・〇		赤磐市山口字焼山三九二番一地先まで
五四〇・〇	六・五~	新	赤磐市山口字伊田乢二一九四番一地先か

◎岡山県告示第百五号

(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第二項の規定により、 道路の供用を

その関係図面は、 岡山県土木部道路整備課において告示の 日から二十日間 般の縦覧

平成二十九年二月二十四日

岡山県知事
伊原木
隆
太

	県道	種 道 路 類 の
御津佐伯線	西線那角哲	路 線 名
赤磐市山口字焼山三九二番一地先まで赤磐市山口字伊田乢二一九四番一地先から	真庭市下呰部字植木平八〇五番一地先まで真庭市下呰部字南七四七番地先から	区
<u>p</u>	平 年 平 成 二 月 二 十 九	年 月 用 明 始

山県選管告示第十二号

平成二年岡山県選管告示第八十一 (不在者投票を行うことができる施設の指定)

ように改正する。

平成二十九年二月二十四日

山県選挙管理委員会

「特別養護老人 「川崎医科大学附属川崎病院」 ホー を「岡山市東区西大寺中野六七七 ム健生園」を 「岡山市東区金岡東町 「岡山市北区中山下ニー六ー 「特別養護老人ホ 崎医科大学総合医療センター」 委員長 ム中野けんせいえん」 山市北区国体町二 「岡山市東区西